

第一百三十三条の五第一項中「第三十五条から第三十七条まで」を第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条に改め、「第五十条第五項」の下に「及び第七項、第五十三条第一項、第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。」を加える。

同条第六項及び第七項を「及び第六項、同条第七項及び第八項」に改め、「第四十九条第四項」の下に「及び第五項」を「第一百三十六条の二」を「第一百三十六条第一項及び第四項」を加える。

第一百三十三条の七中「第四十九条第四項」の下に「及び第五項」を「第一百三十六条の二」を「第一百三十六条第一項及び第四項」を加える。

（漁業法施行令の一部改正）

第四条 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条 中核市に限る。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第七条 地方自治法第二百五十二条の二十一第一項の下に「及び第七項」を「第五十条第五項」を「第五十九条の六から第五十九条の八まで並びに」に改める。

（市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第六条 市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第四十九条第四項」の下に「及び第五項」を「第一百三十六条第一項及び第二項」の下に「、第一百三十六条の二」を「第一百三十六条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十一条中「第五十条（第五項）の下に「及び第七項」を「第五十五条（第五項）の下に「及
び第六項」を「第四十九条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定
都市の指定に関する政令の一部を改正する政令を
このに公布する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施
行する。

（地方税法施行令の一部改正）
第二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二
百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「新潟市」及び「浜
松市」を削る。

（地方自治法第二百五十二条の二十一第一項の
中核市の指定に関する政令の一部改正）

第三条 地方自治法第二百五十二条の二十一第一
項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令
第四百八号）の一部を次のように改正する。

「宇都宮市 新潟市」を「宇都宮市」に「岐
阜市 浜松市」を「岐阜市」に改める。

（国土形成計画法施行令の一部改正）

第四条 国土形成計画法施行令（平成十八年政令
第二百三十号）の一部を次のように改正する。

別表中部圏の項中「静岡市」を「静岡市 浜
松市」に改め、同表東北圏の項中「仙台市」を
「仙台市 新潟市」に改める。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年十月二十七日
から施行する。

（附則第一項とする）

第二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二
百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「新潟市」及び「浜
松市」を削る。

（附則第二項とする）

第三条 地方自治法第二百五十二条の二十一第一
項の中核市の指定に関する政令（平成八年政令
第四百八号）の一部を次のように改正する。

「宇都宮市 新潟市」を「宇都宮市」に「岐
阜市 浜松市」を「岐阜市」に改める。

（国土形成計画法施行令の一部改正）

第四条 国土形成計画法施行令（平成十八年政令
第二百三十号）の一部を次のように改正する。

別表中部圏の項中「静岡市」を「静岡市 浜
松市」に改め、同表東北圏の項中「仙台市」を
「仙台市 新潟市」に改める。

（附則第七項中「平成十三年度から平成十七年度
まで」を「平成十八年度から平成二十一年度まで」
に「附則第七項」を「附則第二項」に改め、同項
を附則第一項とする）

第一条 この政令は、平成十八年十月二十七日
から施行する。

（附則第一項とする）

第二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二
百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「新潟市」及び「浜
松市」を削る。

（附則第二項とする）

第三条 地方自治法第二百五十二条の二十一第一
項の中核市の指定に関する政令（平成八年政令
第四百八号）の一部を次のように改正する。

別表中部圏の項中「静岡市」を「静岡市 浜
松市」に改め、同表東北圏の項中「仙台市」を
「仙台市 新潟市」に改める。

（附則第七項中「平成十三年度から平成十七年度
まで」を「平成十八年度から平成二十一年度まで」
に「附則第七項」を「附則第二項」に改め、同項
を附則第一項とする）

第一条 この政令は、平成十八年十月二十七日
から施行する。

（附則第一項とする）

第二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二
百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「新潟市」及び「浜
松市」を削る。

（附則第二項とする）

第三条 地方自治法第二百五十二条の二十一第一
項の中核市の指定に関する政令（平成八年政令
第四百八号）の一部を次のように改正する。

別表中部圏の項中「静岡市」を「静岡市 浜
松市」に改め、同表東北圏の項中「仙台市」を
「仙台市 新潟市」に改める。

内閣総理大臣 安倍晋三

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年十月二十七日
から施行する。

（附則第一項とする）

第二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二
百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「新潟市」及び「浜
松市」を「新潟市 浜松市」に改める。

（附則第七項中「平成十三年度から平成十七年度
まで」を「平成十八年度から平成二十一年度まで」
に「附則第七項」を「附則第二項」に改め、同項
を附則第一項とする）

第一条 この政令は、平成十八年十月二十七日
から施行する。

（附則第一項とする）

第二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二
百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「新潟市」及び「浜
松市」を「新潟市 浜松市」に改める。

（附則第七項中「平成十三年度から平成十七年度
まで」を「平成十八年度から平成二十一年度まで」
に「附則第七項」を「附則第二項」に改め、同項
を附則第一項とする）

第一条 この政令は、平成十八年十月二十七日
から施行する。

（附則第一項とする）

第二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二
百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「新潟市」及び「浜
松市」を「新潟市 浜松市」に改める。

（附則第七項中「平成十三年度から平成十七年度
まで」を「平成十八年度から平成二十一年度まで」
に「附則第七項」を「附則第二項」に改め、同項
を附則第一項とする）

第一条 この政令は、平成十八年十月二十七日
から施行する。

（附則第一項とする）

第二条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二
百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「新潟市」及び「浜
松市」を「新潟市 浜松市」に改める。